

ID: 152

担当部署: 産業課

処分の概要	行為の許可		
例規名 根拠条項	高根沢町びれっじセンターの設置及び管理に関する条例 第9条第2項		
例規番号	平成12年条例第35号		
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。 (使用上の制限)</p> <p>第9条 使用者は、許可を受けた目的以外に施設を使用し、又は使用の権利を他人に譲渡し、若しくは使用許可を受けた施設の備品等を転貸してはならない。</p> <p>2 施設内において、町長の許可なくして次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 販売その他の商行為をすること</p> <p>(2) 工作物その他の施設等を設けること</p> <p>(3) 募金その他これに類する行為をすること</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日